

伊豆市販路開拓支援事業補助金の概要

この事業は、市内の事業者が新たな販路開拓、既存販路の拡大及び商品力の向上を図るため、日本百貨店協会の加盟店での催事（以下「催事」という。）に出店した場合において、販売に係る人件費の一部を出店した事業者に補助するものです。

【補助対象者】

- ・ 伊豆市商工会員である事業者
- ・ 1 事業者につき何度でも申請可能

【補助の対象となる事業】

- ・ 市内において製造、加工、開発された製品及びサービス等を催事に出店する事業

【補助金額】

- ・ 補助対象事業 1 日につき 1 万円
- ・ 限度額は 7 万円

【その他】

- ・ 補助金は予算の範囲内での交付となります。
- ・ 補助金に関する書類は、5 年間保存してください。

【販路開拓支援事業補助金の手続きの流れ】

○伊豆市商工会の会員である事業者が、日本百貨店協会加盟店での催事出展を検討



①申し込み

- ・「伊豆市販路開拓支援事業補助金交付申請書」を提出
- ・実施することがわかる書類（案内通知など）を添付してください。

※申請時は、伊豆市商工会長の認印が必要です。

※申請書は、事業実施する2週間前にご提出ください。



●市役所から交付決定通知書の送付

②催事出展の実施



③完了報告

- ・「事業実績報告書」を提出
- ・催事出展の実施状況が確認できる写真を添付してください。

※催事出展した日から10日以内にご提出ください。



●市役所から交付確定通知書の送付

※請求書の様式を同封します。



④請求書の提出

- ・交付確定後に「請求書」を観光商工課に提出。

※交付確定通知書が到着した日から10日以内にご提出ください。



●市役所から補助金のお支払い（口座振り込み）